

八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)進行管理【総括表】(H25年度実績)

資料4

章	節	項	号	項目	取り組み実績	課題
4	1	2		就学前における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で子育てをしている家庭への支援拠点として、地域子育て支援センターを設置し、親子あそび会で、看護師によるミニ講演会の実施や、保育士と一緒に手作りおもちゃを作るなどの取り組みを行った。また、保健センターと連携したフォロー児の為に教室も実施し、参加者が増えている。3箇所の八尾市立保育所地域支援センターの事業への延べ参加人数は12,026組である。 ●つどいの広場事業を実施し、平成25年度は延べ20,248組の利用があり、子育て親子の交流を図るとともに、子育て相談や支援を行った。 ●児童虐待対策事業において、要保護児童対策地域協議会の各種会議を開催するとともに、啓発ポスターの作成や啓発物の配布、児童虐待防止啓発研修会の実施等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭が身近に支援を受けることができるように、コミュニティセンターを使った絵本と育児相談の事業を始める。公立保育所を使ってフォロー児童が更に参加しやすいようにする必要がある。 ●地域の子育て支援の拠点として、事業の安定的、恒常的運営が求められる。 ●児童虐待防止に関する啓発の推進と、児童虐待の予防及び早期発見のため、関係機関等との連携強化を継続する必要がある。
		3		学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国・外国人児童生徒受入等支援事業において26小中学校園に日本語指導補助員・支援員を派遣し、日本語指導等が必要な帰国外国人児童生徒の学習補助や保護者支援を行った。また、民族クラブへの講師派遣や備品・消耗品の支援を行い、児童生徒のアイデンティティの確立に向け、活動を充実させることができた。 ●自他の人権を大切に子どもを育成する取り組みの充実を図るため、研究校として2校に委嘱し、人権教育実践交流会を2回実施し、実践内容の伝達に努めた。また、人権教育学習プログラム(人権教育推進のための手引き)において、モデル校園での実践を反映させ、どの学校園でも反映できるようにした。 ●命を育む教育を充実させるため、研究校園として23校に委嘱し、人権教育実践交流会を2回実施し、実践内容の伝達に努めた。また、人権教育学習プログラム(人権教育推進のための手引き)において、委嘱校園での効果的な実践を発信し、どの学校園でも活用できるものとした。 ●八尾市人権教育基本方針に基づく教育の推進として、管理職人権教育研修を2回、人権教育研修講座を5回実施した。研修参加者の気づきや主体的な学びへと意欲を高めるための工夫として、現地学習や模擬体験学習等を取り入れた。教職年数の浅い教職員の参加も多く、人権教育の継承に資する取り組みとなっている。 ●次世代育成支援行動計画推進事業として、子どもたちから意見や考えを幅広く聴き、子どもたちがおかれている現状把握及び課題抽出を行うことにより、子どもの立場に立った次世代育成支援行動計画の推進を図るため、「あつまれ八尾っ子ワークショップ」を実施した。 ●小学校3年生児童を対象に、CAP(子どもへの暴力防止プログラム)子どもワークショップを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校が増えており、さらに事業を整備していく必要がある。中学校における進路に対する取り組みの充実が課題である。 ●自他の人権を大切に子どもを育成する取り組みや命を育む教育を充実させる取り組みを発信し、成果と課題を共有するための機会をより充実させる必要がある。 ●学校園・地域における幼児・児童・生徒の実態に即した人権課題・教育課題の把握に努め、学校園での取り組みにより直結していく研修内容となるように努めていく。そのための情報収集に努め、研修を深めるための学習形態の研究と実施を推進していく。また、教職員の大幅な世代交代が進む中、人権教育の継承は喫緊の課題であるとともに、新たな人権課題に対する取り組みも求められており、本事業を充実・深化させていく必要がある。 ●市民・企業・団体・行政によるパートナーシップでの事業の推進、特に地域全体で子育てを支えるしくみづくりが課題である。さらに、次世代育成支援対策推進法が平成26年度末で失効するため、子ども・子育て支援法による新制度を含め、国の動向を見ながらの対応が必要である。 ●事業効果をさらに高めるために、教職員及び保護者との連携を図る必要がある。
		4		学校・幼稚園・保育所(園)、家庭、地域の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●養育支援訪問事業において、子育てパートナーの派遣等を行った。 ●こども会・ジュニア会事業として、こども会育成者を対象とした、こどもの人権に関わる人権研修を実施した。また、健全育成事業(ソフホール大会、つなぎ大会等)、研修事業(青少年指導員・こども会育成者講習会等)、協力事業(社会を明るくする運動等)を実施した。 ●市立幼稚園・小学校・特別支援学校において、保護者と学校園の連携により、家庭教育学級を実施し、延べ5,801人の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業について記載されている冊子等を各機関窓口等に配架及び保健推進課事業等とも連携をとり、事業の普及に努め、援助を必要としている方の利用に繋げていく必要がある。 ●こども会、ジュニア会の加入率の低下や、地域における指導者・育成者不足の対策が必要である。 ●人権に関する市の出前講座等の情報を充実していく必要がある。

章	節	項	号	項目	取り組み実績	課題
		5		保育・教育関係職員への人権研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「人権を大切に育てる心」を育てる」保育推進事業において、保育士を対象に、男女共同参画の視点から子育て支援を考える研修や、育児困難家庭の支援についてなど、3回実施した。 ●教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図るため、人権教育研究講座を5回（延べ320人参加）、人権教育管理職研修を2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育に人権の視点を取り入れられるように今後も実施していく必要がある。 ●人権教育における各学校園の課題を的確に把握するとともに、今日的な人権教育の課題を設定し、講座内容を工夫する。また、教職経験の浅い教職員に対して人権教育の継承を図るための工夫を行う必要がある。
2	2			企業等における人権に関する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「労働情報やおVol.55」を2,000部発行し、企業人権協議会会員事業所ほか、市内事業所に送付するとともに、関係機関に配架した。 ●「労働情報やおVol.55」に加入促進PR記事を掲載したほか、年2回実施している主催研修時に未加入事業所に向けてセミナー案内や、加入案内を配布した。また、大阪企業人権協議会と連携し、役員による加入勧奨を行った。 ●市民を対象に、広く人権問題全般にわたる情報を提供し、人権学習の推進を図るため、人権啓発セミナーを3回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ものづくりネットに登録している事業所に啓発冊子を送付し情報提供に努めているが、市内事業所をより広くカバーする方法について検討していく。 ●会員企業の多くは中小企業であることから、廃業や事業整理、経費節減が進む結果、会員企業が減少しており、今後は新規加入促進だけでなく、既存会員に向けてより魅力あるメニューを取り入れていく必要がある。 ●アンケート等により市民ニーズの把握に努め、ニーズに合った研修内容や講師選定を図る必要がある。また、より多くの市民の参加を得るよう、効果的な周知方法、PR方法について検討する必要がある。
		3		特定職業従事者に関する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度職員研修計画に基づいた研修を実施するとともに、全職員を対象とした人権研修(1回)、人権担当者研修(4回)、部局単位で職場のニーズに応じた人権研修(全19部局)を実施し、さまざまなテーマで職員の人権意識の向上を図った。 ●社会福祉協議会(1回)、民生委員児童委員協議会(9回)、保護司会(10回)において、人権研修を実施した。 ●高齢者を取り巻く関係機関に対し、地域ケア会議等での人権研修を4回実施した。 ●介護保険事業者連絡協議会において「インターネットと人権」をテーマに人権研修を実施し、136人の参加があった。 ●障がい者虐待防止に関する研修として、社会福祉士を招いて、委託相談支援事業所や虐待防止センター職員とともに障がい者の権利擁護や虐待防止について研修を行った。 ●市立病院において、職員が接遇マニュアルを携帯するとともに、接遇改善委員会や看護部内接遇実行委員会、PFI協力企業内接遇研修会を開催し、接遇の強化に努めた。 ●消防職員への人権研修として、計25回の研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな人権問題を正しく理解することができるよう、効果的な研修の実施が必要である。また、より多くの職員に参加してもらうためのテーマ設定や周知方法を検討する必要がある。 ●人権意識の高揚や資質向上に向けて、より効果的な研修を実施する必要がある。また、複合課題を抱える家族の増加に伴い、民生委員児童委員の活動が増え続けているため、民生委員児童委員が課題を一人で抱え込まずに適切な専門機関に繋いでいけるように、研修内容を工夫する必要がある。 ●高齢者の相談、援助機関の周知及び関係機関との連携体制の強化が必要である。また、高齢者の権利擁護、虐待防止についての正しい理解と早期発見、早期対応を含めた普及啓発方法の確立が課題である。 ●介護保険事業者の管理者及び従事者に適した研修内容と講師人選について検討する必要がある。 ●今後の研修及び市民啓発の方法やその内容について検討が必要である。 ●接遇については、個々の事例ごとに、環境や状況が異なり、基本的な姿勢を培うことしか指導できない、という問題がある。従って、より多くの事例の情報を共有し、自らの姿勢を正す自覚を持つことが必要である。 ●研修を受講出来なかった職員への情報の提供及び周知方法の検討課題が必要である。
3	2			地域に根付いた人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象に、人権学習講座を6回開催し、人権について考えるきっかけとなる場を提供した。 ●桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンターにおいて、相談を実施するとともに、各種講座を開催し、人権尊重の社会づくりの推進に努めた。 ●八尾市人権啓発推進協議会による地域における人権啓発推進委員養成のための研修(5回)、3カ年で全地区福祉委員会を対象とした地区人権研修(H25年度11地区)を実施し、地域での人権啓発の推進に取り組んだ。 ●人権擁護委員によるいじめをなくそう人権教室の開催(12校)やSOSミニレター事業、人権の花運動、人権啓発パネル展での啓発活動、社会福祉施設への訪問などの活動を行い、市民の人権意識の高揚に寄与した。 ●シルバーリーダー養成講座として、認知症についての講座を開催し、107人の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●講座実施にあたり、関係課の協力が必要である。 ●講座生による自主サークルの支援育成及び住民のニーズに適した講座の充実に努める必要がある。 ●八尾市人権啓発推進協議会の活動内容について、より多くの市民に知ってもらうための効果的な広報活動の検討が必要である。また、地区人権研修について、より効果的な研修とするため、地区福祉委員会のニーズに応じたテーマや講師の選定など、多くの人に参加してもらえるような効果的な周知方法の検討が必要である。 ●市民に対して、人権相談の広報等の周知活動が必要である。また、福祉施設等での人権啓発活動についても、今後の周知活動等の検討を図る必要がある。 ●高齢者の人権問題を、高齢者以外の人にも問題として認識してもらうために、さまざまな世代の人に受講してもらい、地域で高齢者を支える取り組みとする必要がある。

章	節	項	号	項目	取り組み実績	課題
		3		権利としての人権教育	<ul style="list-style-type: none"> ●識字・日本語学級を開催し、「よみ・かき・ことば」等の学習機会の提供を行い、識字教室では延べ532人、日本語教室では延べ539人の参加があり、継続学習による基礎学力の向上を図った。 ●(公財)八尾市国際交流センターにおいて、ボランティアの協力を得て、日本語学習のサポートを行い、113組の参加があった。 ●市民を対象とする人権啓発に係る全ての催しで、手話通訳及び要約筆記を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●より効果的な運営体制を考えていく必要がある。 ●ボランティアの人材確保・人材育成、活動場所の確保が必要である。 ●手話通訳、要約筆記実施の事前周知のよりよい方法を検討し、対象者が参加しやすい環境を整備する必要がある。
		4		相互理解と交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で暮らしている当事者をはじめとした市民が互いに理解する場として、交流会を2回開催した。 ●関係機関が連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活が送れるよう、地域ケアケース会議等を95回開催した。 ●つどいの広場事業や地域子育て支援センター事業を実施し、地域における子育て親子の交流を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●参加者がさまざまな交流のもと、人権に対しての意識の高揚を図るため、テーマの設定や効果的な周知方法の検討が必要である。 ●高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関及び地域住民が連携し、地域のネットワークの強化に向けての具体的方法の検討が必要である。 ●地域の子育て支援の拠点として、事業の安定的、恒常的運営が求められる。
		5		多文化共生と国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ●(公財)八尾市国際交流センターにおいて22の事業を実施し、多文化共生の推進に向けての取り組みを行った。 ●外国人市民向けに、市政情報や地域コミュニティ情報を多言語で提供するため、ベトナム語、中国語、英語の3カ国語による多言語情報誌を年6回作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の国際化の拠点として、市民・各種団体・企業等と連携した取り組みを進めるなどの事業内容の充実を図るための働きかけが必要である。 ●情報誌の広報と掲載する地域情報の充実により外国人市民と地域住民の交流の機会の提供を図る必要がある。
		6		家庭における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て中の市民に対する参加の機会等を保障するため、人権啓発セミナー(年3回)、交流会(年2回)において、一時保育サービスを用意し、希望があった際に実施する体制を整えた。 ●家庭教育の重要性にかんがみ、市立幼稚園・小学校・特別支援学校において、保護者と学校園の連携により、家庭教育学級を実施した。(延べ5,801人参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ●体制は整えていたが、今年度は希望者がいなかった。一時保育サービスの情報を積極的に行い、子育て世代が参加しやすい体制整備に努める必要がある。 ●人権に関する市の出前講座等の情報を充実していく必要がある。
		7		市民団体や研究機関による取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●八尾市人権啓発推進協議会による人権啓発推進委員養成研修(5回)、一日研修会、みんなのしあわせを築く八尾市民集会、11地区での地区人権研修を実施した。 ●(一財)八尾市人権協会によるじんけん楽習塾を6回開催し、参加型学習を行い、毎回、参加者の発言が促され、さまざまな意見を共有しながら学習することができた。 ●世界人権宣言八尾市実行委員会においては、世界人権宣言の精神を市民に広めるために、加盟団体に呼びかけたネットワーク会議を開催し、ひゅーまんフェスタやパネル展、人権週間期間での世界人権宣言65周年記念行事として「せじ〜ん65」の取り組み等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●より多くの人権啓発推進委員、市民が参加することができるよう、ニーズに合ったテーマや講師の選定を行い、効果的なPR方法の検討が必要である。 ●参加を促すため、より多くの市民への広報が必要である。 ●人権を大切にするまちづくりのために、加盟団体だけでなく、市内のあらゆる人権諸団体へネットワークを広げることによって、各啓発事業の参加者を広げる必要がある。

章	節	項	号	項目	取り組み実績	課題
5		1	(1)	重点的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●八尾市人権啓発推進協議会による人権啓発推進委員養成研修(5回)や、11地区での地区人権研修を実施し、地域における人権啓発に取り組んだ。 ●人権教育・啓発を推進するため、公募市民委員からなる市民フォーラムを7回開催し、平成24年度に作成した人権学習プログラム「いじめのメカニズム」、「多様性を認める」のブラッシュアップを行い、2つのプログラムを合わせ、新プログラム「みんなで考えよう！いじめの問題」を作成するとともに、地域で暮らしている当事者をはじめとした人々が互いに理解を深めることができるよう、交流会を2回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区人権研修においては、地区福祉委員会が主体的に取り組めるよう、サポート体制の充実が必要である。また、地域の実情やニーズに合ったテーマや講師の選定、多くの人に参加してもらうための効果的な周知方法の検討が必要である。 ●市民フォーラムで作成した人権学習プログラムを活用することが重要であり、活用場所、活用機会の確保が必要である。交流会においても、より多くの人に参加し、さまざまな交流のもと、人権に対しての意識の高揚を図るため、テーマの設定や効果的な周知方法の検討が必要である。
			(2)	推進のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な人権学習情報の提供を推進するため、「ちいき・じんけん・World」の発行やホームページ、市政だより「じんけんのページ」、FMちやおの活用などのより、広く市民への情報提供を行った。 ●市民に伝わる人権教育・啓発手法として、交流会、市民フォーラム、地区人権研修の開催において、ワークショップによる参加体験型学習を行った。 ●教育・啓発を推進する指導者を育成するため、各所属に設置された人権主催者の養成や人権啓発推進協議会による地域における人権啓発推進委員の養成を行った。また、教職員の実践力の向上を図るため、人権教育推進のための手引き編集委員会で学習プログラムを15本作成した。また、手引き集を作成し、各学校園に配付することで、各学校園の実践力を高めることにつなげている。また、「人権教育の資料・手引」第46集も発行し、いじめの防止等のための基本的な方針等を収録することで、学校園における取組の意識づけをおこなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が必要とする人権に関するさまざまな情報を提供するため、関係各課との連携が必要である。ホームページについては、必要とする情報にすぐにアクセスできるよう、より効果的なホームページ作りを行い、広く情報発信を行う必要がある。 ●さまざまな機会を捉えて参加体験型学習の積極的な導入を図ることで、効果的な人権教育・啓発を推進する必要がある。 ●研修で得た知識やスキルを共有しフィードバックする仕組みづくりが必要である。また、学習プログラムにおいては、地域教材等の身近な課題に注目した教材研究を取り入れることで、本市の園児・児童・生徒や、地域の実態により即した教材・学習プログラムの作成につなげる必要がある。
		2		推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育・啓発の推進を市民と行政が協働で進めるため、市民フォーラムや交流会の開催、人権尊重の社会づくり審議会等を開催した。 ●八尾市人権啓発推進協議会、(一財)八尾市人権協会、世界人権宣言八尾市実行委員会、八尾市企業人権協議会、八尾市人権教育研究連合協議会等の各種団体、NPOとの連携を図り、人権教育・啓発の効果的な推進を図った。 ●国、府、他の市町村との連携の推進を図るため、近畿地区人権同和行政促進協議会研究集会や大阪人権行政推進協議会の会議及び研修会に参加した。 ●庁内における人権施策の推進を図るため、人権施策推進本部・幹事会を2回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●八尾市人権尊重の社会づくり審議会の開催においては、さまざまな人権課題について幅広く審議し、人権に関する施策の総合的な推進に反映する必要がある。 ●各種団体、NPO等とさらなる連携を深め、相互のネットワーク作りの必要がある。 ●協議会を通じた各市町村との連携を図る必要がある。 ●本市の人権施策について、総合的な推進を図るため、全庁的な体制をとっているが、具体的な課題について、関係各課による更なる連携が必要である。
		3		進行管理と評価	<ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発セミナー、市民大学講座・人権学習講座、人権教育各研修において、参加者にアンケート調査を実施し、参加者ニーズの把握に努めた。 ●人権相談、就労・生活相談事業、児童虐待対策事業、女性相談、高齢者虐待相談等の各相談に対し、適切な対応に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート結果を効果的に活用し、市民ニーズに合ったセミナーとなるよう、今後活かす必要がある。また、アンケートに協力いただけるよう、記入について更に協力を呼びかける必要がある。 ●悩みを抱える市民が適切な相談機関につながることもできるよう、広く相談情報の提供を行う必要がある。